

## 自民・公明両党による教育改悪3法案の本会議強行採決を糾弾する 諸悪法の強行を許さず、参議院選挙できびしい審判を下そう（声明）

2007年6月20日

日本高等学校教職員組合中央執行委員会

(1) 自民・公明両党は、昨日（19日）の参院文教科学委員会における強行採決に続いて、本日の本会議で、学校教育法一部「改正」案などの教育改悪3法案の採決を強行しました。

日高教は、慎重審議を求める国民の声をまったく聞かず、委員会での法案への賛成・反対討論も行わない国会ルール無視の強行採決に、全国の教職員とともに、大きな怒りをもって強く抗議します。

(2) この教育改悪3法案は、国会審議を通じて、きわめて問題の多い欠陥法であることが明らかになりました。

その第1は、改悪教育基本法を具体化するものであり、「愛国心」をはじめとした徳目を子どもたちに押しつけ、内心の自由を侵す憲法違反の上塗りをしていることです。とりわけ、衆議院・教育再生特別委員会で暴露された日本青年会議所の「靖国DVD」でも示されるように、「愛国心」教育のねらいが、子どもたちを「靖国史観」で染め上げようとするところにあることは明らかです。第2には、学校現場に「副校長」「主幹教諭」「指導教諭」を置いて、いっそう学校現場の管理体制を強化するとともに、教員免許更新制と「指導不適格教員」制度導入で、時の政府言いなりの教員づくりをねらっていることです。そして第3に、地方教育委員会に対する政府・文部科学省の権力的統制を可能にする地方教育行政法の改悪は、地方自治の原則を踏みにじり、地方教育行政の自主性を奪うものであることです。

こうして、教育改悪3法案は、「戦争する国の人づくり」を学校と教職員、地方教育行政に押しつける悪法であることが明らかとなりました。

(3) これらの教育改悪3法案の重大な問題点が明らかになった結果、政府・与党は、参院文教科学委員会での強行採決の騒然たる状況の中で、衆議院段階での11項目に倍する22項目もの附帯決議をつけざるをえませんでした。まさに、教育改悪3法は憲法違反の欠陥法であることを物語るものです。改悪教育基本法がそうであるように、教育改悪3法もまた、憲法の内心の自由や学問の自由、国民の教育権の諸原則、教育の条理に反して具体化することはできません。いかなる悪法を通そうと、憲法と教育の条理に立った教育の営みは、誰も押しとどめることはできません。

日高教は、子どもたちの未来と教育に責任をもつ教職員の良心にかけて、学校と教育を支配しようとするいかなる攻撃にも屈せず、職場・地域で大きな共同を広げるために奮闘することを、あらためて表明するものです。

(4) 社会保険庁解体法案、「天下り」自由化法案、政治資金規制法案など、「暴走」ともいえる悪法の強行に次ぐ強行は、支持率を急落させている安倍内閣が追いつめられている証拠です。安倍首相が「内閣の最重要課題」とする「教育再生」でも、国民的な批判が起こっており、危険な安倍内閣の本質が国民の前に明らかになっています。安倍内閣は、さらに悪法を強行するために国会の延長までねらっていますが、国民的な批判がいつそう広がることは避けられません。その意味で、来るべき参議院選挙は、「暴走」する安倍内閣にきっぱりとノーの審判を下す絶好のチャンスです。「憲法改悪勢力ノー!」、「教育改悪3法案強行勢力ノー」の一票を行使し、きびしい国民的な審判を下すことをよびかけるものです。

以 上